

令和2年瑞穂町農業委員会11月総会

令和2年11月24日、令和2年瑞穂町農業委員会11月総会が瑞穂町役場全員協議会室にて開催された。

農業委員会委員

| | | | | | | | |
|----|------|-----|-------|-----|------|-----|------|
| 1番 | 村山正信 | 2番 | 山田明弘 | 3番 | 青木一幸 | 4番 | 榎本雄一 |
| | | | 【欠席】 | | | | |
| 5番 | 坂田敬一 | 6番 | 長谷部冬樹 | 7番 | 清水正久 | 8番 | 榎本和夫 |
| | | | 【欠席】 | | | | |
| 9番 | 榎本勝昭 | 10番 | 臼井順央 | 11番 | 栗原始 | 12番 | 上野勝 |

農地利用最適化推進委員

| | | |
|------|------|------|
| 池田幸司 | 関谷博明 | 西村一彦 |
|------|------|------|

出席した事務局職員は、次のとおりである。

| | | | |
|--------|--------|------|-------|
| 産業課長 | 長谷部 康行 | 農政係長 | 田中 悠也 |
| (事務局長) | | (書記) | 【欠席】 |
| 農政係 | 竹中 都佳紗 | | |

| | |
|------|---|
| 日程第1 | 会議録署名委員の指名 |
| 日程第2 | 諸報告 |
| 日程第3 | 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について |
| | 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について |
| | 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について |
| | 議案第4号 相続税の納税猶予に係る適格者証明について |
| | 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について |
| | 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について |
| | 報告第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により設定した農用地利用集積計画の解約の届出について |

開 会 午後 1 時 30 分

議長 (上野 勝 君) 出席委員は、定足数に達しておりますので、これより令和 2 年瑞穂町農業委員会 11 月総会を開催いたします。

直ちに会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布された資料のとおりです。

議長 (上野 勝 君) 日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第 13 条の規定により、1 1 番委員の栗原 始さんと 1 番委員の村山 正信さんを指名いたします。

議長 (上野 勝 君) 日程第 2、諸報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 (竹中 都佳紗 君) 総会までの活動実績と今後の活動予定について報告。

議長 (上野 勝 君) 日程第 3、議案第 1 号、番号 1 農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (竹中 都佳紗 君) 議案第 1 号、番号 1 農地法第 4 条の規定による許可申請について説明いたします。農地の所在〇〇、地目〇〇、農振区分〇〇、面積〇〇、申請人〇〇、転用目的自動車駐車場出入用通路、以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

7 番委員 (清水 正久 君) 議案第 1 号番号 1 農地法第 4 条の規定による許可申請に伴う現地調査について報告します。1 1 月 1 7 日 (火) 午後 1 時 3 0 分から現地調査を行いました。調査員は、会長、担当委員、事務局でした。申請者である〇〇さん本人から事務局が聞き取りした内容の該当する箇所を報告します。

調査内容 1、農地の区分と転用目的についてですが、農地の区分は第三種農地で、転用目的は貸駐車場に付帯する通路であり、適当と判断しました。

調査内容 2、資力及び信用についてですが、事務局が見積りと残高証明書の金額にて支払いが可能なことを確認していることから、適当と判断しました。

調査内容 3、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況についてですが、事務局が確認したところ妨げとなる権利を有するものはないということでした。

調査内容 4、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性についてですが、聞き取りより遅滞なく建築することが確実であると判断しました。

調査内容 5、行政庁の免許、許可、認可等の処分見込みについてですが、事務局が確認したところ都市計画法に基づく許可申請は許可不要であり、自然保護条例に基づく許可申請も不要であるとのことでした。

調査内容 7、計画面積の妥当性についてですが、東京都の用地買収に係る代替地として必要最小限と判断でき、適当であると判断しました。

調査内容 9、周辺農地等に係る営農条件への支障の有無についてですが、申請地の境界に鋼板を設置し、隣接する畑の所有者から同意書の提出がありました。また、排水等で畑への影響を与えないようにするとのことでしたので、適当と判断しました。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑なしということなのでこれより採決に入らせていただきます。議案第 1 号、番号 1 農地法第 4 条の規定による許可申請についてを申請のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、議案第 2 号、番号 1 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (竹中 都佳紗 君) 議案第 2 号、番号 1 農地法第 5 条の規定による許可申請について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、農振区分〇〇、面積〇〇、権利〇〇、借受人〇〇、貸付人〇〇、転用理由貸自動車駐車場、以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

7 番委員 (清水 正久 君) 議案第 2 号番号 1 農地法第 5 条の規定による許可申請に伴う現地調査について報告します。11月17日(火)午後1時30分から現地調査を行いました。調査員は、会長、担当委員、事務局でした。申請者である〇〇さん本人から事務局が聞き取りした内容の該当する箇所を報告します。

調査内容 1、農地の区分と転用目的についてですが、農地の区分は第三種農地で、転用目的は貸駐車場であり、適当と判断しました。

その他調査内容については、議案第 1 号番号 1 と同様であるため、割愛いたします。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので質疑を終了します。これより採決に入ります。議案第 2 号、番号 1 農地法第 5 条の規定による許可申請について、申請のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、議案第 3 号、番号 1 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (竹中 都佳紗 君) 議案第 3 号、番号 1 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画の決定について説明します。番号 1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、利用権を設定する者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、設定時期〇〇、備考として農地中間管理事業、以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

1 番委員 (村山 正信 君) 議案第 3 号、番号 1 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は 11 月 17 日 (火) 午後 1 時 50 分より行いました。調査委員は、会長、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇さんより聞き取り調査を行いました。今回の農地は中間管理事業で新規に利用権設定をする農地です。〇〇さんの現在の営農状況ですが、ネギ、トウモロコシ、ハクサイ、キャベツ等を栽培しています。耕作面積は約 2 ヘクタールです。農業従事者は本人、妻、従業員 5 名です。農業従事日数は本人 350 日、妻 300 日、従業員各 250 日です。所有機械はトラクター 3 台、トラック 2 台、軽トラック 3 台、軽バン 1 台、管理機 3 台を所有しています。販路につきましては、市場、量販店です。

取得農地の営農計画ですが、サトイモを栽培予定です。通作距離は車で 10 分です。販路については市場、量販店です。

担当委員の意見としましては、申請人は申請地について効率的に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑なしということなのでこれより採決に入らせていた

だきます。議案第3号、番号1農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを申請のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。
続きまして、議案第3号、番号2農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (竹中 都佳紗 君) 議案第3号、番号2農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について説明します。番号1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、利用権を設定する者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、設定時期〇〇、備考として農地中間管理事業、以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

農地利用最適化推進委員 (池田 幸司 君) 議案第3号、番号2農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は11月17日(火)午後2時00分より行いました。調査委員は、会長、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇さんより聞き取り調査を行いました。今回の農地は中間管理事業で新規に利用権設定をする農地です。〇〇さんの現在の営農状況については、議案第3号番号1の報告と同様です。

取得農地の営農計画ですが、サトイモを栽培予定です。通作距離は車で10分です。販路については市場、量販店です。

担当委員の意見としましては、申請人は申請地について効率的に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑なしということなのでこれより採決に入らせていただきます。議案第3号、番号2農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを申請のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。
続きまして、議案第3号、番号3農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (竹中 都佳紗 君) 議案第3号、番号3農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について説明します。番号1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、利用権を設定する者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、設定時期〇〇、以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

農地利用最適
化推進委員 (西村 一彦 君) 議案第3号、番号3農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は11月17日(火)午後3時より行いました。調査委員は、会長、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇さんより聞き取り調査を行いました。今回の農地は継続で利用権設定をする農地です。〇〇さんの現在の営農状況ですが、米、ニンニク、ジャガイモを栽培しています。耕作面積は約1500㎡です。農業従事者は本人のみです。農業従事日数は250日です。所有機械はトラクター1台、軽トラック1台、2tダンプ1台、耕運機3台を所有しています。販路につきましては、羽村市の直売所です。

取得農地の営農計画ですが、ジャガイモ、ニンニクを栽培予定です。通作距離は車で10分です。販路については羽村市の直売所です。

担当委員の意見としましては、申請人は申請地について効率的に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑なしということなのでこれより採決に入らせていただきます。議案第3号、番号3農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを申請のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。
続きまして、議案第4号、番号1相続税納税猶予の適格者証明についてを

議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (竹中 都佳紗 君)議案第4号番号1相続税納税猶予の適格者証明について説明します。番号1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、相続人〇〇、被相続人〇〇、以上です。

議長 (上野 勝 君)以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

農地利用最適化推進委員 (村山 正信 君)議案第4号、番号1相続税の納税猶予に関する適格者証明に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は11月17日(火)午後2時20分より行いました。

申請者の〇〇さん本人より聞き取り調査を行いました。〇〇さんの現在の営農状況ですが、主要作物として茶、ナス、キュウリ、トマト、ジャガイモを栽培しているそうです。耕作面積は約8反5畝です。農業従事者は本人のみです。農業従事日数は250日です。所有機械は耕運機2台、茶刈り機2台、軽ダンプ1台、トラクター1台です。販路につきましては、庭先販売です。申請地の営農計画ですが、茶、トマト、ナス、キュウリを計画しています。通作距離は徒歩1分です。販路については庭先販売です。

地区委員の意見としましては、申請人は申請地について適正に肥培管理されていると認められますので、適当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君)以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君)質疑なしということなのでこれより採決に入らせていただきます。議案第4号、番号1相続税納税猶予の適格者証明についてを申請のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数

議長 (上野 勝 君)挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、議案第4号、番号2相続税納税猶予の適格者証明についての議題に入りますが、申請者の青木委員は議事に参加できませんので、退席をお願いいたします。

(青木委員 退席)

議長 (上野 勝 君)それでは、本件について事務局より説明を求めます。

事務局 (竹中 都佳紗 君)議案第4号番号2相続税納税猶予の適格者証明について説明します。番号1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、相続人〇〇、被相続人〇〇、以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

農地利用最適化推進委員 (西村 一彦 君) 議案第4号、番号2相続税の納税猶予に関する適格者証明に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は11月17日(火)午後2時40分より行いました。

申請者の〇〇さん本人より聞き取り調査を行いました。〇〇さんの現在の営農状況ですが、主要作物としてキャベツ、コマツナ、ナス、キュウリを栽培しているそうです。耕作面積は80アールです。農業従事者は本人と弟です。農業従事日数は本人340日、弟50日です。所有機械はトラクター1台、マルチャー1台、管理機2台、軽トラック1台、軽ワゴン1台、保冷庫です。販路につきましては、学校給食、直売、量販店です。

申請地の営農計画ですが、コマツナを計画しています。通作距離は徒歩1分です。販路については学校給食です。

地区委員の意見としましては、申請人は申請地について適正に肥培管理されていると認められますので、適当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑なしということなのでこれより採決に入らせていただきます。議案第4号、番号2相続税納税猶予の適格者証明についてを申請のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。それでは、青木委員に入室いただきます。

(青木委員 入室)

議長 (上野 勝 君) 続きまして、報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (竹中 都佳紗 君) 報告第1号、農地法第4条の第1項第8号の規定による届出について説明します。番号1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、届出者〇〇、転用理由住宅用地。番号2、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、届出者〇〇、転用理由駐車場。番号3、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、届出者〇〇、転用理由駐車場。番号4、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、届出者〇〇、転用理由住宅用地。以上です。

議長 (上野 勝 さん) 以上で説明が終了しました。本件については、会長専決で処理済みとなっておりますが、質疑等がありましたらご発言をお願いします。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、報告第1号を終了いたします。続きまして、報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (竹中 都佳紗 君) 報告第1号農地法第5条第1項第7号の規定による届出について説明します。番号1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、権利〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。番号2、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、権利〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由駐車場。番号3、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、権利〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由資材置場。番号4、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、権利〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。番号5、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、権利〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終わりました。本件については、会長専決で処理済みとなっておりますが、質疑等がありましたらご発言をお願いします。

農地利用最適化推進委員 (池田 幸司 君) 番号3の転用理由は資材置場とのことですが、資材の搬入路は確保できているのでしょうか。

事務局 (竹中 都佳紗 君) 提出資料では搬入路が示されていないので、後日申請人へ問合せでご報告いたします。

議長 (上野 勝 君) 他に質疑はございませんか。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、報告第2号を終了いたします。以上をもちまして本総会に付議された事件の審議は、全て終了いたしました。これにて、令和2年瑞穂町農業委員会11月総会を閉会といたします。

閉 会 午後 2時20分